

論

文

注 意

1. 監督者の合図があるまでは問題冊子と解答用紙を開かないでください。
2. 解答はすべて解答用紙の決められた箇所に記入してください。
3. 試験開始後、解答用紙に氏名・受験番号を記入してください。
4. 試験問題はこの冊子の1～13ページに記載されています。
5. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ってください。

1

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

ソーシャルワークの根底にある思想の一つに、その人らしく生きていくことを支えるということがあります。もちろん、この考え方にはその社会にある程度調和し、適合しながらという前提が付きまします。

その人らしく生きていることを肯定するなんていうことは、当たり前のことです。しかしこの考え方は、周囲の人々と利害が対立する時、簡単に吹っ飛んでしまいますし、思いやりとかやさしさに隠れて過干渉することは、しょっちゅう起きることです。

危なっかしい足取りで歩いている少女や少年を見かけたら、思わず、そっちじゃない、こっちだと手を引っ張りたくなるのは人情とも言えます。しかし、そこで一歩立ち止まって、無事に歩んでいけるかどうかを見極めることがソーシャルワーカーには求められるのです。はらはらしながら見ているのですから、非常な忍耐と叡智を要します。落っこちそうになったその瞬間に受け止められなかったら、大変なことになりますから。

ところで、ソーシャルワーカーが行なう、その人の人生を支える行為を表わす用語にも歴史的な変遷があります。古くは救済・保護というように言い表わされ、その後、指導↓援助となり、現在では支援という用語が一般的に使われています。この変遷は、つづめて言えば、主体はソーシャルワーカーではなく、今まで救済や指導、援助などをされたりする立場にあった人こそ主体なのだ、という支援観の変化によりまします。

同時にこの用語の変化は、ソーシャルワーカーが誰か困っている人に何かを〴〵してあげるのではなく、生活の中で何か困ったことに直面した人が、ソーシャルワーカーの持っている力、すなわち機能を〴〵利用〴〵すればいいのだ、という考え方の転換の表われでもあります。ソーシャルワーカーは、〴〵してあげる〴〵側ではなく、〴〵利用される〴〵側に立つことになります。この意味で言えば、レストランで食事をするのは、レストランがおながすいた人に食事を給食して〴〵あげている〴〵のではなくて、何かを食べたい人が食事を提供するレストランの機能を〴〵利用している〴〵のと同じです。

ちなみにこの変化は、医療の分野でも起きています。長らく、医者は患者に対して治療の専門家として絶対的権威と権力をもって当たって

きましたが、そうではなくて、治療に患者が参加する流れが起きています。医者は患者に病状と治療方針を説明し、患者の同意を得なければならぬ、インフォームド・コンセントの流れなどその代表的なものです。

こうした文脈で、福祉も、援助する人、される人という従来の関係ではなく、対等の関係ということが言われるようになりました。しかし、社会福祉の世界では、歴史的経過からいっても対等でない関係のほうが日常的な実感かもしれません。

書類や手続きをきちんと整えて外形的に対等の関係を形作るのは大切なことですが、それだけでは対等にはならない。目の前に現れる人を、人として見下げることをしていないか、尊重することができているか。ワーカーも生身の人間ですから、皮膚感覚で対等性を実感するには時間がかかります。

さて、これからご紹介する話では、まだそのころは、ソーシャルワーカーの一般的な立場は生活保護受給者を「指導する」ことにありました。生活保護を受けている人を一段と低く見るこの風潮は、残念ながら、現在も払拭されていません。二〇一二年春に、有名なある芸能人の母親が生活保護を受けていたことが暴露されて、いっせいに生活保護バッシングが起きました。このバッシングを支える背景にあるのは、多くの人々が抱く生活保護を受けている人々に対する差別や偏見、そして働きもしないのに国家の税金からお金をもらっているではないかという一般勤労者の持つ素朴な反感の気持ちではないでしょうか。

現在の日本では、国民の生活の根拠を支える国の制度として、どんなにお金持ちであっても必ず何らかの公的医療保険制度や年金制度に加入しています。大会社の社長さんとその家族が、公的年金を受給し、医療保険で医者に通い、介護保険を利用していたとしても、誰も咎め立てをしません。あんなにお金を持っているのに、税金が補填されている年金や医療保険を受給するなんてズルイとは誰も言いません。なのに、国が制度として保障している生活保護制度を貧しい人が利用すると、なぜか肩身の狭い思いをさせられます。このような認識のギャップも差別の形の一つだと思います。

当時の福祉事務所では、生活保護を受けている一人暮らしの老人に対する処遇方針を、判で押したように「養護老人ホーム（経済的にコンキウ状態にある高齢者のための生活施設）入所指導」と書くのが当たり前でした。担当員は家庭訪問するたびに老人ホーム入所を勧め、老人は断り続けている、という攻防があちこちに見られました。本人の状況を客観的に見れば、生活の本拠を地域から福祉施設に移したほうが

いいと判断されるにしても、本人自身の意向は無視されがちでした。

私は、この風潮は苦々しいかぎりと考えていました。なぜ福祉事務所が一人暮らしの貧しい老人に老人ホーム入所を勧めるかというと、これはもう福祉事務所の保身以外の何ものでもないと感じたからです。一人暮らしの老人、死後何日かで発見、という事態になれば、福祉事務所の行政責任が問われます。福祉の社会資源が今とは比較にならないくらい乏しかった時代です。一人暮らしの貧しい老人が安全に生きていけるところは養護老人ホームぐらいしかなかった。安全であることは、周囲の人、福祉行政側にとってはいいことかもしれませんが、当の老人にとっていいことかどうか、幸せかどうかは安直には言えないことです。

そして一九七〇年代の養護老人ホームの実態は質量ともにとても貧しかった。大部屋で見知らぬ老人同士が日常の生活を共にしなければならぬという物理的環境一つとっても、命の保障はあったかも知れませんが、憲法でいうところの「健康で文化的な最低限度の生活」の保障をしていたとはとても言えない状況でした。一人部屋はもちろん、二人部屋はまずなかった時代です。夫婦で入所する場合も、赤の他人と日常生活の部屋を一つにすることを覚悟しなければなりませんでした。大部屋を男女相部屋にすることはさすがにありませんでしたが、夫婦の場合、実質、男女相部屋にならざるを得ません。夫婦の側からいっても、同室者にならざるを得ない人の側からいっても大変な苦痛です。

このような福祉施設のあり方を、^(A)「劣等処遇」と言います。現代的な社会福祉の理念や制度が成立する前段階では、貧しい人々、貧民を救済することが社会的課題でした。そして救済される貧民の生活レベルは、勤勉に働く「一般」の人々と比べて、一段と劣ったレベルに置かなければならない、置いて当然だとされたのです。この「劣等処遇」の考え方の残滓は、現在においても注意深く見るといろいろなところに見られます。

自分はこんなに一生懸命働いているのに、働きもしない人たちの生活が税金で保障されているなんて、我慢できないという感情は、ある意味自然でもあります。その一点だけを取ればそうかも知れませんが、しかし、人の人生は長いし、起伏に富んでいます。長いタイムスパンの中で、社会福祉の制度を必要とする事態が、いつ誰のもとに起きるか分かりません。誰の身に困難な事態が起きてもいいように、社会全体で富を分かち合い、リスクを分散させるシステムの一つが社会福祉の諸制度です。人は一人では生きていきませんし、家族や親族などの特定のグループ内だけでも生活は完結できないからです。このことを理解し、納得するには、感情論のみならず、理性的な知が必要です。今は、私

たちの社会が成熟した大人の考え方をする社会になるための歩みの途上にあるとも言えます。

これから語るエピソードが起った当時は、一方で福祉の社会資源は絶対的に不足していました。老人ホームを利用せざるを得ない状態になったからといってすぐには入所できない実態にあったことも事実です。

そこで福祉事務所は、予防的に、老人ホームに空きが出ると、今はその必要のない老人であっても説得してそれなりの公的な理屈をつけて入所させてしまう。そういうことが行なわれていました。入所する老人にとっても地域社会にとっても、養護老人ホームは養老院、お助け小屋という前近代的な慈善意識が濃厚だった時代でもあります。

そんな時代背景があったことでした。^(B)その人がその人らしく生きることを支える困難さや地域社会で受け入れられる難しさについて話しましょう。この難しさは何よりも、自分の価値や文化を守り通して自分らしく生きることを貫くには、^③本人にとっても厳しい生活と引き換えにしなければならないという峻厳さにあるのです。

自力で掘立小屋を建てて山中に住み着いた老人と、地域社会及び福祉事務所との確執の例を取りましょう。^④七〇年代前半の話です。

この話の本筋は現在で言えば、河川敷や公園などにブルーテントを張って生活しているホームレスの人の生活をどう守るのかという課題に通じます。そこは公共の場だからという理由で追い出せば済む問題ではないのですが、実際には住むべき場所の代案もなく追い出されることがあります。

ある町をカンカツする福祉事務所のソーシャルワーカーとして着任しました。あいさつに行った時に、町の福祉担当の人が真っ先に言ったことは、問題老人がいるから何とかしてくれ、近隣から苦情が来ている、ということでした。^⑤

ケースファイルによると、その老人はアルコール依存症で長らく精神病院に入院していましたが、病院から逃げ出し、その町の温泉街に住み着きました。やがて、小高い丘に自力で小屋を建てて住むようになった人です。地主さんの許可なくかつてに建ててしまったのですから、立派な不法占拠でした。現在の河川敷や公園のブルーテントと同じです。

それにしてもたいした生活力です。

歴代のワーカーはその処遇方針を「老人ホーム入所指導」と書いていました。もの言いの硬軟はあったでしょうが、その小屋を訪れるたび

に老人ホームに入れと言っていた、つまり「指導」していたのでしょうか。

温泉街の人たちは不法占拠もさることながら火事でも起こされたら大変だ、だから老人ホームに入れてくれ、というのです。時には町の一杯飲み屋で、呑んだくれて騒いだりもします。要するに地域社会の人々にとっては、何の縁もゆかりもない、よそ者、流れ者、邪魔者以外の何者でもない老人です。

その老人しか通らないけもの道のようなところを、斜面のヤブをかき分けて行った先に少し開けた土地があつて、そこに一坪かそこらの文字通りの掘立小屋が建っていました。

老人に会い、話を聞いて、自力で構築した生活環境を見て、とても感動しました。

その小屋とその周囲を見た時、まず感じたのは、ここにはその人の人生の集大成とも言える生活の文化、言い換えればその人らしい暮らし方があるということでした。

その人らしく生きている、つまり、自己充足して生きているこれのどこがいけないのでしょうか。なぜ、今、この生活を捨てて、老人ホームに入所しなければならぬのでしょうか。入所の必要性は老人の側には見当たりません。

⑥
確かにゴクヒンの生活かもしれません。

しかし、決してすさんだ生活ぶりではなかった。アル中ですから一升ビンが山ほどあります。一升ビンを埋めて囲いにし、小さな花壇が作られ、野生の藤を藤棚に仕立てて、その下には手作りの小さなベンチが置いてありました。ここで夕涼みしながら、一人でもちびちび一杯やるなんてなかなかオツです。多分、ヤブ蚊をびちゃびちゃ叩きながらという次第になるでしょう。もっとも、この老人のことだからそれ相応の対策を立てていたかも知れません。

少し下ったところの沢の湧き水を飲料水とし、ていねいに草木を刈り取り、水汲みがしやすいように工夫していました。もちろん、そこへ行くまでの坂道には細い丸太で段々がこしらえてありました。トイレは……水源に影響しないようにちよつと離れたところをその場所とし、転々と移動させていたようです。入浴は……なにしろ下界は温泉街です。安くて湯量のたっぷりした共同浴場があります。そうそう、丘の登り口にはポストがあつて民生委員さんや福祉事務所、町役場からの連絡用に使われていました。日常生活万端怠りなし、といった生活ぶ

りでしょうか。

絶海の孤島に漂着したロビンソン・クルーソーの生活もかくやと思われました。自分の人生を自分で引き受けて生活を楽しんでいる現在のあり方を（１）することこそが、ソーシャルワーカーの『指導』ではないか。私はそう考えました。

（中略）

私が七〇年代初めに会ったその老人は確かに貧しかったかもしれませんが、その文化や精神世界は決して貧しくなく、経済的に貧しい中でも生活を楽しむ術を心得ていたと思います。

さて、私は、民生委員さんを通じて地域の人たちを説得する側に立ちました。

「火事を起こされたら困ると言われるけれども、十分に注意して生活しています」

呑んでくれて騒ぐ問題は……、この件はあえてふれませんでした。だって、別にその老人でなくたって酒を呑んで騒ぐ人は騒いでいます。彼が特別なのではありません。生活保護を受けているからといって、人並み以上に品行方正であることを求めることはできません。

不法占拠されている地主さんは黙認してくれました。地主さんが黙認して老人をそこに住まわせておくことを、地域社会の人々は暗黙のうちに了解してくれました。ということは、この老人がそこに住んでいることに対して、町役場の福祉の担当者のところへはもはや苦情が来なくなつたということでした。

このようにして処遇方針の転換を図つたわけです。一人暮らしの病弱な老人を老人ホームに入れることだけが福祉の仕事じゃない、と上司を説得するのは困難でしたが、町の福祉担当の人は私の感動を理解してくれました。

「そうかあ、これでいいのか。考えてみりゃいい生活だよなあ」

この生活が成り立つように見守ることが最大の（２）だというのが私の結論でした。ただし、今の健康状態でいる限り、ということなのです。願わくばなるべく長く続きますように。

（宮本節子『ソーシャルワーカーという仕事』筑摩書房、二〇一三年より抜粋）

問一 文中の①③④の語句の読み仮名を書き、②⑤⑥のカタカナを漢字に直しなさい。

① 払拭

② コンキユウ

③ 峻厳

④ 確執

⑤ カンカツ

⑥ ゴクヒン

問二 文中空欄の（ 1 ）（ 2 ）には、それぞれどのような語句が入るか。文中より最もふさわしい漢字二文字を抜き出して記入しなさい。

問三 傍線部（A）「劣等処遇」とはどのようなことを意味しているのか。文中の言葉を使って五五字以内で述べなさい。

問四 傍線部（B）「その人がその人らしく生きることを支える」とはどのようなことか。二〇〇字以内で述べなさい。

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

いま、障害者、女性、高齢者、患者、不登校者、そしてひきこもりや精神障害の当事者などが元気である。能率、効率がもつとも尊ばれる社会のなかにあつて、もつとも（A）^①しなかった人たちの集団、庇護と管理の下に置かれたマイノリティと言われる人たちである。そこから、自立生活運動、フェミニズム、レズビアン&ゲイ解放運動など、当事者を担い手としたユニークな活力あふれる活動が生まれ、社会に大きな影響を与えつつある。

1 当事者主権とは何か

当事者とはだれか？ 当事者主権とは何か？

ニーズを持ったとき、人はだれでも当事者になる。ニーズを満たすのがサービスなら、当事者とはサービスのエンドユーザーのことである。だからニーズに応じて、人はだれでも当事者になる可能性を持っている。

当事者とは、「問題をかかえた人々」と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という意味から来ている。私の現在の状態を、こうあつてほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる。⁽¹⁾ ニーズはあるのではなく、つくられる。ニーズをつくるというのは、もうひとつの社会を構想することである。

ところで「当事者主権」とは、聞き慣れないことばだろう。このところ、当事者主義とか当事者本位という言い方が登場しているが、そういう標語が向かおうとしている方向と、本書は志を共にしている。だが、ここであえて、耳慣れない「当事者主権」ということばを打ち出したのも、当事者主義では、いろいろある主義主張のひとつ、それも偏った少数派の意見ととられがちだし、また当事者本位という言い方は、またしても「あなたがほんとうに必要なものを私たちが提供してあげましょう」というパターンリズム（温情的庇護主義）にからめられてしまう危険性があるからだ。

当事者主権は、何よりも人格の尊厳にもとづいている。主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己トウチ権^②、すなわち自己決定権をさす。私のこの権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が「当事者主権」である。

主権ということばは、これまで国家というトウチの単位について使われてきた。中世までは王や君主が領土と領民を自由に処分する君主主権を持っていた。近代になってからは、国民国家が領土と国民に対する国家主権を行使してきた。私たちの生命と財産を守るはずの人為的な共同体である国家が、逆に主権を行使して、私たちを兵士に仕立て上げて戦場に駆り立てるなどという、本末転倒の事態も起きた。

当事者主権とは、私が私の主権者である、私以外のだれも——国家も、家族も、専門家も——私がだれであるか、私のニーズが何であるかを代わって決めることを許さない、という立場の表明である。

2 当事者であること

こんなことをわざわざ言わなければならないのも、これまで当事者の権利が奪われてきたからである。

当事者主権の要求、「私のことは私が決める」というもつとも基本的なことを、社会的な弱者と言われる人々は奪われてきた。それらの人々とは、女性、高齢者、障害者、子ども、性的少数者、患者、精神障害者、不登校者、などなどの人々である。この社会のしくみにうまく（A）できないために「問題がある」と考えられ、その処遇を自分以外の人々によって決められてきた人々が、声をあげ始めた。

介護保険を例にとってみよう。これまでお世話を受ける立場だった高齢者が、介護サービスの利用者となり、介護は、「恩恵から権利へ」、「措置から契約へ」と大きく変化した。どんなサービスを、いつ、どれだけ受けるかは、利用者本人が、（B）することができる。他人の助けを得なければ生活できない人でも、自分のニーズを自分で（B）することができ、また当然の権利として、サービスを利用できるようになった。この画期的な変化の背後には、当事者主権の考え方がある。

介護保険の当事者とは、要介護者本人である。ニーズを持った要介護者が利用者であり、サービスの受益者である。だが当事者は、たんなる利用者、消費者ではない。

私たちがあえて、当事者主権ということばを選ぶのは、何よりも受け身の「お客様」扱いに対する抵抗からである。サービスの主人公は、

それを提供する側ではなく、それを受けとる側にある、という考え方は、生産優位から消費優位への市場の構造の転換と対応しているが、同時に、「利用者本位」、「お客様本位」というフレーズが、「お客様」のどのような無理難題にも応じなさいという、サービス労働者の搾取に結びついてきたことも、考慮しなければならない。当事者主権とは、サービスという資源をめぐる、受け手と送り手のあいだの新しい相互関係を切りひらく概念でもある。

3 自立支援と自己決定

私たちがこの本で言う「当事者主権」の考え方を、鮮明にうちだしたのが、障害者自立生活運動であった。この本は、その運動の達成から生まれている。

二〇〇三年四月から障害者に対して支援費制度が導入された。支援費制度は介護保険制度のあとに成立したが、利用者の自己決定によるサービス利用制度という介護保険の基礎理念にあたる考え方の先駆けをつくったのは、じつは自立生活運動であった。

支援費制度の考え方は介護保険と同じく、必要なサービスの内容を利用者が自己決定するという考え方にもとづいている。目的は障害者の自立支援である。二四時間介助を要する障害者が「自立生活」を送る、という考え方は「自立」²⁾をめぐるパラダイム転換によってもたらされた。「パラダイム」とは、世界観の枠組み、ものの見方の基本をさす。「自立」という概念のパラダイム転換をもたらしたのは、「青い芝の会」をはじめとする七〇年代以来の障害者運動だった。この障害者運動の歴史的な経緯については、次の章でさらに詳しく論じよう。

障害者の自立とは何か。二四時間介助を受けても、自立していると言えるのか？

自立生活運動が生んだ「自立」の概念は、それまでの近代個人主義的な「自立」の考え方——だれにも迷惑をかけずに、ひとりで生きていくこと——に、大きなパラダイム転換をもたらした。

ふつう私たちは「自立」というと、他人の世話にならずに単独で生きていくことを想定する。だがそのような自立は幻想にすぎない。どの人も自分以外の他人によってニーズを満たしてもらわなければ、生きていくことができない。社会は自立した個人の集まりから成り立っているように見えて、その実、相互依存する人々の集まりから成り立っている。人生の最初も、最期にも、人と人が支え合い、お互いに必要を満

たしあつて生きるのはあたりまえのことであり、だれから助けを受けたからといって、そのことで自分の主権を侵される理由にはならない。

人々が相互依存して生きている社会で、他人の助けを得ないことが、なぜ理想とされるのか。だれからも助けを得ない人は、豊かな人生を送っているとはいえない。障害を持った人が、必要な助けを必要だけ得られる社会は、どんな人も安心して生きていける社会だ。それは、障害の有無にかかわらず、私が私の人生の主人公であることを貫くためである。障害者運動から生まれた「自立」の概念は、非障害者を標準にできあがった、それまでの「自立」観を、大きく変えた。

介護保険は成立三年後の見直しの過程で、初めは家事援助と呼ばれたサービスを、生活支援と呼びかえるようになった。介護保険の在宅支援の目的は、要介護の高齢者に、住み慣れた自分の家での自立生活をサポートすることである。「自分のニーズは自分で決める」ことができるのかぎり、そのニーズを満たすために他人の助けを借りなければならないからといって、「自立」してはいないとは言えない。

高齢者に限らず、だれでもニーズを他人に満たしてもらいながら自立生活を送っている。そう考えれば、高齢の要介護者や障害者の「自立生活」は、ちつともふしぎなものではない。最期まで自立して生きる。そのために他人の手を借りる。それが恥ではなく権利である社会をつくるために、障害者の当事者団体が果たしてきた役割は大きい。

4 当事者になる、ということ

私たちは当事者を「ニーズを持った人々」と定義し、「問題をかかえた人々」とは呼ばなかった。というのも何が「問題」になるかは、社会のあり方によって変わるからである。

誰でもはじめから「当事者である」わけではない。この世の中では、現在の社会のしくみに合わないために「問題をかかえた」人々が、「当事者になる」。社会のしくみやルールが変われば、いま問題であることも問題でなくなる可能性があるから、問題は「ある」のではなく、「つくられる」。そう考えると、「問題をかかえた」人々とは、「問題をかかえさせられた」人々である、と言いかえてもよい。

例をあげて考えてみよう。脊椎損傷^{せきついそんしやう}で下半身不随になり、移動のために車椅子を使っている人がいるとしよう。私たちの社会はこの人

を、中途障害者と呼び、障害者手帳を交付するが、もしありとあらゆる交通機関にエレベーターのアクセスがあり、街のなかに段差がなければ、この人は移動に何の「障害」も感じないに違いない。すわったままふつうに仕事ができ、食事もレジャーも楽しめ、そのうえ車椅子サッカーやダイビングなどのスポーツを楽しむことだってできる。

車椅子の人がハンディを感じずにすむような都市や、建築のあり方をユニバーサル・デザインと呼び、この考え方がようやく広がってきた。デザインとは「設計」や「計画」のことでもあるから、社会の設計をユニバーサル・デザインでおこなえば、多くの「障害」を「障害」でなくすることは可能である。私たちは社会の設計を変えるだけで、「障害者」を減らすことができる。

それなら「障害者」に「問題」や「障害」を抱えこませた原因は、社会のしくみの側にあるのだから、それを補填する責任が社会の側にあって当然だろう。そのように社会の設計を変えるということは、「障害」を持った（持たされた）人がハンディを感じずにすむだけでなく、障害のない（と見なされる）人々にとっても、住みやすい社会となるはずだ。

「女性問題」と呼ばれることがらを考えてみてもよい。「職業と家庭の両立」は、いつも女性にとって「問題」だ、と言われつづけてきたが、前近代までは、農家の主婦にとって「職業と家庭の両立」は問題にならなかったのだから、それは「職業と家庭の両立」がむずかしいような社会のしくみを造りあげてしまったことが原因である。しかも、それが「女の問題」であって、「男の問題」にならないのは、男がその「問題」を女にしわよせしてきたからである。女性解放運動は、それに対して、「問題」は女の側ではなく、社会の側にある、とパラダイム転換をおこなった。そのことで、みずからが、社会の「お客様」ではなく、主人公、つまり「当事者」になったのである。

「職業と家庭の両立はむずかしい」と言う代わりに、「どのような条件のもとで、だれにとって、職業と家庭の両立はむずかしいのか」と、問いを立て替えてみよう。同じことをうらがえして、「どのような条件のもとでなら、女性にとっても男性にとっても、育児が職業継続の障害とならないですむか」と、問いを立てることもできる。そうすることによって、社会の設計のうえで「ユニバーサル・デザイン」を構想することができらるだろう。そういう社会は、男にとっても、女にとっても、ひとり親にとっても、子育てがハンディにならずにすむ社会のはずだ。

当事者主権は、こういうパラダイム転換からもたらされた。この社会で、「お客様」であり、「厄介者」であり、「お荷物」であるとは、ど

うということだろう。超高齢化社会のなかで、だれもがいつかは「障害者」となり、ハンディを抱えこむことが予想されるとき、人生のうちで依存する者もおらず、人に依存する必要もない一時期にだけ合わせてつくられた社会のしくみを、根本的に考え直す^⑥ジキが来ている。

(中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、二〇〇三年より抜粋)

問一 文中の①③④⑤の語句の読み仮名を書き、②⑥のカタカナを漢字に直しなさい。

- ① 庇護
- ② トウチ
- ③ 処遇
- ④ 搾取
- ⑤ 補填
- ⑥ ジキ

問二 文中空欄の(A)(B)には、それぞれどのような語句が入るか、文中より最もふさわしい漢字二字を抜き出して記入しなさい。

問三 傍線部(1)「ニーズはあるのではなく、つくられる。ニーズをつくるというのは、もうひとつの社会を構想することである」とはどのようなことか。二〇〇字以内で述べなさい。

問四 傍線部(2)「『自立』をめぐるパラダイム転換」とはどのようなことか。二〇〇字以内で述べなさい。